

E i w a N e w s

通勤手当の非課税限度額及び防衛特別所得税
の源泉徴収について

令和 8 年 5 月
(No.250)

令和 8 年度税制改正により、源泉所得税に関して、基礎控除・給与所得控除の最低保障額の引上げをはじめ、扶養親族等の所得要件、通勤手当や食事の現物支給に係る非課税限度額などについて改正が行われました。

今回は、これらのうち、通勤手当の非課税限度額の拡充についてご説明するとともに、同じく令和 8 年度税制改正により創設された防衛特別所得税にかかる源泉徴収についてご紹介いたします。

【1】 通勤手当の非課税限度額の拡充（令和 8 年 4 月 1 日以後適用）

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、次のとおり見直しが行われました。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)

- (1) 通勤距離が片道 65 km 以上の人の非課税限度額が引き上げられました。
- (2) 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の 1 か月当たりの非課税限度額については、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に、1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とすることとされました。
なお、通勤距離が片道 2 km 未満である人は対象外となります。

《改正後の 1 か月当たりの非課税限度額》（抜粋）

区分		課税されない金額	
		改正後	改正前
① 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道 65 km 未満	(変更なし)	(省略)
	片道 65 km 以上 75 km 未満	45,700 円	38,700 円
	片道 75 km 以上 85 km 未満	52,700 円	
	片道 85 km 以上 95 km 未満	59,600 円	
片道 95 km 以上	66,400 円		
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人に支給する通勤手当	①の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	—	
③ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と①の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額（最高限度 150,000 円）	—	

- 一定の要件を満たす駐車場等

通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。(自宅付近の駐車場等は対象外)

- 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額

料金相当額の取扱いは次のとおりです。

- ① 料金の消費税及び地方消費税が含まれている場合は、当該税額を含めた金額
- ② 料金が年単位で定められている場合は、その料金額を12で除して算出した金額

【2】 防衛特別所得税の源泉徴収（令和9年1月1日以後適用）

令和8年度税制改正により、防衛特別所得税が創設されました。

所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税額の1%相当額）を併せて徴収し、所得税の法定納期限までに、所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税については、税率が改正前の2.1%から1.1%に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税：2.1%）と改正後（防衛特別所得税：1%、復興特別所得税：1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありません。このため、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

(1) 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収します。

$$\begin{aligned} & \text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%) \text{ ※1} \\ & = \text{源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額} \text{ ※2} \end{aligned}$$

※1 合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%

※2 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(2) 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、令和9年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 令和9年分の源泉徴収税額表は、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載される予定です。

(3) 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額（年調所得税額×102.1%）で行います。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。